

# 特許の異議申立て制度の導入

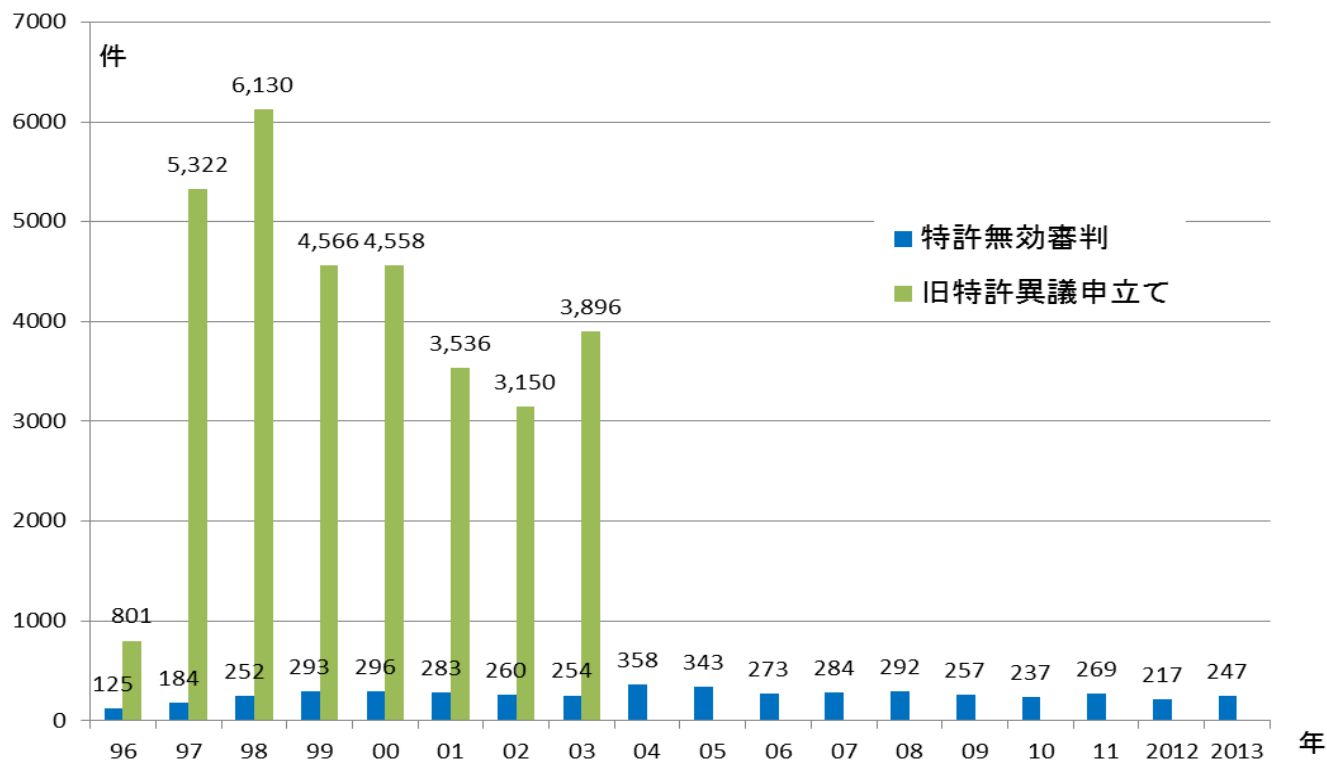
平成26年11月

特許庁

## ① 特許無効審判の請求と旧特許異議申立て件数の推移

○旧制度では、特許異議申立人が申立て後に意見を述べることのできる機会がなかったため、申立てが不成立となった場合、不満を持つ特許異議申立人が再度無効審判を請求することがあり、その結果、紛争が長期化し、異議と無効審判の両方に対応しなければならない特許権者の負担は大きくなっていった。そこで、(特許付与後に特許の有効性を争う手続である)異議と無効審判の2つの制度を、無効審判に統合・一本化することとした。

○旧特許異議申立制度の廃止後(2003年)、特許無効審判の請求件数は年間約100件(+4割)増加したが、その後の経済状況の変化を受けて請求件数は徐々に減少し、現在は旧特許異議申立制度廃止前の水準で移行。



## ② 特許無効審判の請求時期(特許権の設定登録からの経過年数)

○現行特許法上の特許無効審判制度は、誰でもいつでも請求が可能な審判制度であるため、特許権者にとっては、権利を得たにもかかわらず、いつ、誰から無効の主張を受けるかわからない期間が半永久的に続くこととなり、権利の不安定化につながる側面がある。

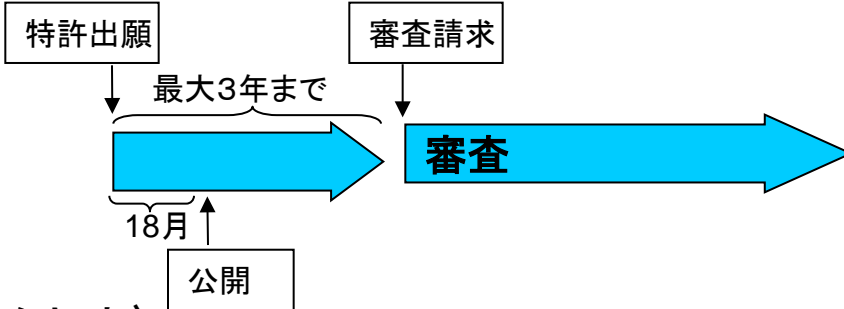


特許権の設定登録から6か月未満での請求は概ね10%以下

# 特許異議の申立て制度の概要

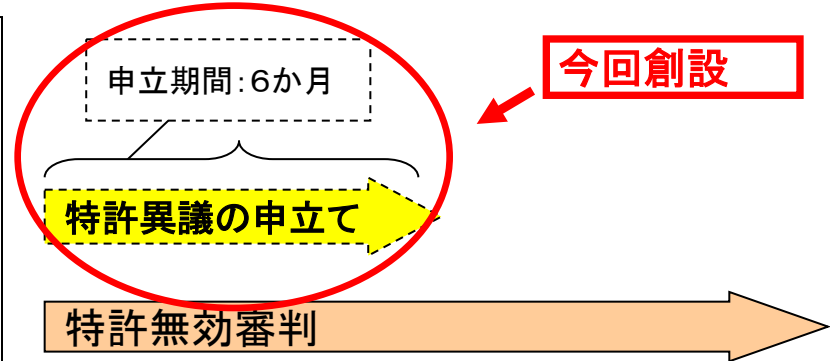
- 特許無効審判制度は厳格な審理が可能である一方、手続に係る負担が大きいことから、近年は利用件数が伸び悩んでいる。
- 一方、我が国企業による特許の国際出願件数は年々増加しており、海外展開の上で、その基礎となる国内の特許権を早期に安定化することの重要性はますます高まっている。
- こうした状況を背景に、強く安定した特許権の早期設定の実現のため、第三者の知見の更なる活用の必要性が高まっていることから、**特許異議の申立てを創設**。「特許法等の一部を改正する法律案」が第186回通常国会に提出され、可決・成立し公布済

## 特許出願から設定登録後の見直しまでの流れ



〈メリット〉

特許査定・設定登録



- 無効審判に比べて **申立期間が限られる** ため、早期の権利見直しが見込まれる。
  - **申立人による手続負担を軽減** させつつ、意見を提出する機会を拡充する。
- **強く安定した権利の早期設定が可能となる。**

## 【主な制度上の相違点】

	特許無効審判	特許異議の申立て
申立期間	いつでも請求が可能	特許後の6か月間のみ申立てが可能
審理方式	原則、口頭審理	全て書面審理